

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(中央卸売市場事業会計)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

中央卸売市場事業会計に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

中央卸売市場事業会計

- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

2 対象所属

中央卸売市場

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	監査の着眼点	監査の結果
(1) 大阪市中央卸売市場経営計画2021の実行性についてのリスク	ア 各取組は計画どおり進捗しているか。	指摘事項1
	イ 収支改善は適切に図られているか。	—
	ウ 未処理欠損金の減少に向けての検討が行われているか。	—
	エ 前回の監査指摘等について、措置内容等が反映されたものとなっているか。	指摘事項2
(2) 一般会計からの補助金が過大又は過小となっているリスク	ア 一般会計からの補助金は適切な金額となっているか。	—
(3) 決算審査等で示された改善策が適切に実行されないことにより市場内の円滑な業務運営に影響が生じるリスク	ア 施設整備事業費の執行率改善に向けた取組が実行されており、検証や見直しが行われているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 大阪市中央卸売市場経営計画 2021 の進捗管理（モニタリング）について改善を求めたもの

大阪市中央卸売市場経営計画 2021（以下「経営計画 2021」という。）によれば、経営計画 2021にある各取組の進捗管理について、PDCAサイクルにより局が重点的に取り組む経営課題と課題への対応策となる具体的取組を明らかにするツールである局運営方針等を用いて、中央卸売市場自らが、定期的に進捗管理を行うとともに、各年度末に、具体的取組を評価し、新たなリスクやニーズを踏まえ、次年度の具体的取組に反映させるとされている。

運営方針の制度所管所属である市政改革室が制定した運営方針策定要領によれば、重点的に取り組む主な経営課題の具体的取組のうち当年度の取組内容について、戦略に掲げた方策に即して有効性が高いと考えられる「当該年度に実施する取組」の概要及びその活動指標を記載することとされている。また、運営方針の手引きによれば、「何を何回する」といった活動指標は、

それ自体が目標というより行動計画そのものですから、当年度の取組内容欄に記載してください。取組を計画どおり実施したかどうかをチェックするためには、活動指標に掲げた内容ができたかどうかの確認が必要ですから、記載する必要がある」とされている。

しかし、今回の監査において、中央卸売市場の令和3年度及び令和4年度の運営方針を確認したところ、重点的に取り組む主な経営課題の具体的取組について、客観的、具体的な活動目標及び取組実績に関する記載がなく、評価において計画がどこまで実現したか測定できないものとなっていた。

これは、運営方針の根幹である常に成果を意識したマネジメントサイクル（PDCAサイクル）の考え方を正しく理解していないこと、及び可能な限り数値化することが望ましいものの、数値化が必須ではないと認識していたことが原因である。

現状では、PDCAサイクルが有効に機能しないリスク及び経営課題に対する説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項1]

中央卸売市場は、運営方針の策定要領等に基づき、令和4年度の運営方針の重点的に取り組む主な経営課題について、具体的な取組実績を表示し、客観的な分析を基に達成状況を評価されたい。また、令和5年度以降については、成果目標を具体的で測定可能な指標を用いて設定するとともに、具体的な取組実績を表示し、客観的な分析を基に達成状況を評価されたい。

2 大阪市中央卸売市場経営計画 2021 の各取組項目について改善を求めたもの

平成28年度に実施した監査（以下「前回監査」という。）において、大阪市中央卸売市場改革ビジョン行動計画編（経営計画2021の前に策定した計画。以下「改革ビジョン行動計画編」という。）に掲げている各取組項目について、可能なものについては数値化した上、具体的な達成目標を設定することと指摘をし、中央卸売市場はそれを反映した追記版を作成した。また、前回監査で、「開設者は今後20年間にわたる会計収支見込を作成し、今後の黒字転換の時期や資金不足の状況について予測しているが、そもそも行動計画に示す具体的取組において、個々の目標値や工程が定められておらず、行動計画が反映されていない会計収支見込は、将来を見通したものとは言い難いので、それを反映した会計収支見込を作成されたい」との意見を附し、中央卸売市場は、今後、卸売市場法の改正の動向などに注視しながら、行動計画についての各種取組を踏まえて、必要に応じて収支見込の見直しについても取り組んでいくとの見解を示した。

しかし、今回の監査において、経営計画2021の各取組項目を確認したところ、改革ビジョン行動計画編でも掲げていた項目について、具体的な達成目標が設定されていなかった。また、会計収支見込については、取組の達成目標が設定されていないことから、目標に向けた行動計

画が反映されていないものとなっていた。

これは、経営計画 2021 は、改革ビジョン行動計画編とは策定の要請の趣旨を異にするものであるから、必ずしも改革ビジョンと同等の記載が必要となるものではないと認識していたことが原因である。

現状では、経営計画 2021 の各取組項目の達成目標が不明確なため、進捗状況の把握及び成果や課題の確認が正確にできず、市場の経営に支障をきたすリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

中央卸売市場は、経営計画 2021 にある各取組項目のうち改革ビジョン行動計画編でも掲げていた項目について、可能なものについては数値化したうえ具体的な達成目標を設定されたい。

また、達成目標を反映した会計収支見込を作成されたい。

第7 その他

留意すべき事項

中央卸売市場の経営状況を鑑みると、経営計画 2021 の確実な推進が必須であり、今回の監査結果では、進捗管理及び各取組項目について、具体的な指標の設定や取組実績の表示をされたいと指摘したところである。

特に各取組項目に関する事項については、前回監査と同様の内容を指摘することになっており、そのことを中央卸売市場は重く受け止めていただきたい。

また、中央卸売市場は、令和元年度から3期連続の黒字であるが、依然として多額の未処理欠損金を計上している。さらに、直近では電気料金の高騰に伴う光熱費の増加及び労務単価の上昇に伴う業務委託料の増加が生じており、取り巻く環境は非常に厳しい状況となっている。そのため、指摘で述べた改善を行うだけでなく、準公営企業として、これまで以上に経営的視点とスピード感を持って事業に取り組むとともに、従来の発想に捉われることなく、収益の増加策や費用の削減策を検討されたい。